

執筆者



フェデリッコ・ロペス＝カセーロ
IGES 森林保全プロジェクト
研究員
lopezcasero@iges.or.jp



ヘンリー・スケーブンス
IGES 森林保全プロジェクト
マネージャー
scheyvens@iges.or.jp

合法で持続可能な木材の公共調達政策： 日本の政策強化を目指して

フェデリッコ・ロペス＝カセーロ、ヘンリー・スケーブンス

アジア太平洋地域の発展途上国で進んでいる森林減少の最大の要因は、違法かつ持続可能でない伐採である。違法伐採によって木材輸入国が安価な木材を大量に輸入できる一方で、輸出国の自然環境、森林の管理・経営（ガバナンス）、そして森林に依存して暮らしている人々の生活が犠牲になっている。木材輸入国においても発展途上国の適正な森林管理を促進する義務があることを認識して、現在多くの政府が合法で持続可能な木材の調達を支援する公共調達政策を導入している。これは、持続可能な開発を進める上で国際貿易を活用する極めて重要な一歩である。

本ポリシー・ブリーフは、日本、英国、オランダ及びフランスで実施されている木材公共調達政策を比較し、各国の手法の共通点と相違点を検証しながら、



伐採権が付与された森林の貯木場（マレーシア・サラワク州）

健全な政策を実現するために不可欠な要素を明らかにしている。また、これらの要素をもとに、違法木材の排除を目指す日本の公共調達政策の強化方を検討したところ、国際合意に準拠した持続可能な森林管理の定義・基準の設定、既存の保証制度を評価するプロセスの導入、証拠書類の中立的な評価及び調達機関への一層の支援と指導が必要であることがわかった。

公共調達による違法伐採対策

森林は人類の生存と発展に不可欠である。しかし現在、アジア太平洋地域のみならず世界中で森林が減少し続け、持続可能な開発に大きな脅威をもたらしている。特にアジアでは、1990年から2005年にかけて年間平均150万ヘクタールもの原生林が消失したと報告されている（FAO 2006, 135）。

アジア太平洋地域における森林減少・劣化の最大の原因が違法伐採であるとの認識が広まるにつれて、主要な木材輸入国の間では、違法伐採木材の輸入を阻止するための具体的な対策を講じるべきであるという意識が高まっている。木材輸入国は、違法伐採によって安価で高品質の木材を大量に輸入することができるが、その一方で、高リスク生産国（違法伐採木材が輸出されているリスクが高い国）は、森林面積の減少や森林ガバナンスの問題などさまざまな犠牲を強いられている。

世界第3位の木材輸入国である日本でも、違法伐採問題に取り組む生産国を支援し、違法木材貿易を阻止するための幅広い対策が講じられてきた。特に合法で持続

Copyright © 2008 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

Institute for Global
Environmental Strategies
財団法人
地球環境戦略研究機関

“世界第3位の木材輸入国である日本でも、違法伐採問題に取り組む生産国を支援し、違法木材貿易を阻止するための幅広い対策が講じられてきた”

“高リスク生産国からの違法かつ持続可能でない木材輸入を阻止する上で、日本の政策は十分とは言えない”

“日本政府は、行動規範による証明方法を採用することで、政策実施の責任の大部分を民間部門に委ねている”

可能な木材の調達を促す木材公共調達政策は、これまで政府が実施してきた対策の中で最も重要かつ画期的なものである。生産国における法令遵守と持続可能な森林管理の促進を目的としたこの政策は、公共調達を行う先進消費国の間で現在幅広く採用されている。公共調達政策は、国内木材消費量に占める公共調達分の割合が高いという理由だけでなく、民間部門の行動を促し、合法性・持続可能性を証明する制度の導入と既存の制度の改善を促進し、また、違法伐採に関する国民の意識を高めるという点でも重要な意味を持つ。

本ポリシー・ブリーフでは、以下の3つの点を強調している。

- (i) 違法木材の排除と持続可能な木材の使用を効果的に推進するには、木材公共調達政策が、持続可能な森林管理に関する適切な定義、中立的な証拠評価、モニタリング、調達機関への指導等の要素を具備していなければならない。
- (ii) 効果的な木材公共調達政策を策定する過程では多くの困難を伴うことが多く、政府による粘り強い努力と長期に亘る投資が不可欠である。その主な理由としては、高リスク生産国における森林ガバナンスの脆弱性、木材商品連鎖の複雑性、公共調達木材に義務付けられている合法性確認の目新しさ、そして現状維持を求める民間部門の既得権益などが挙げられる。
- (iii) 高リスク生産国からの違法かつ持続可能でない木材輸入を阻止する上で、日本の政策は十分とは言えないが、それは同政策が商品連鎖の当事者による自主申告に依存しすぎている傾向があり、中立的な証拠評価が欠如しているためである。

日本の木材公共調達政策

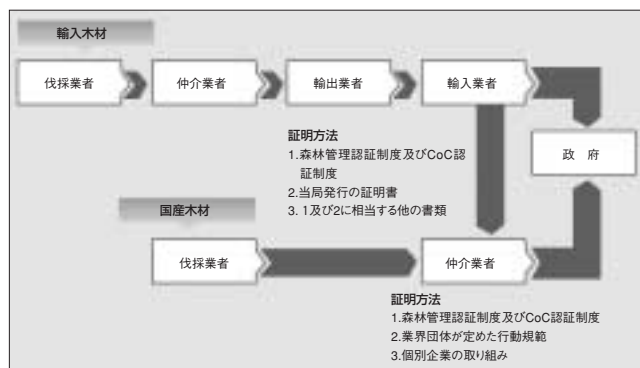
日本政府は現在、グリーン購入法（2000）に基づいて環境に配慮した物品の公共調達を推進している。グリーン購入法とは、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するために、政府の各省庁及び国の様々な機関が環境に配慮した物品を調達するよう促すことを目的とする法律である。2006年4月には木材公共調達政策が導入され、政府調達の木材・木材製品について、「合法性」が選択の判断基準として、また、「持続可能性」が配慮することが望ましい事項として定められた（基本的に合法性は要件、持続可能性は配慮事項）。

上記政策の実施に当たり、林野庁は合法性と持続可能性を証明するためのガイドラインを作成し、以下の3つの証明方法が考えられるとした（図1）。

- (i) 森林管理認証制度及びCoC認証（生産・流通・加工工程の管理認証：Chain of Custody）制度
- (ii) 森林・林業・木材産業関係団体が定めた行動規範
- (iii) 個別企業の独自の取り組み

日本の政策の特徴は、行動規範による証明方法を採用することで、政府が政策実施の責任の大部分を民間部門に委ねている点である。各事業者は、業界団体が定めた行動規範に基づいて公共調達品供給の認定を受けると、合法的な木材を扱っていることを自主申告し、合法性証明書を商品連鎖の次の段階の業者に提出する。日本の民間部門が行動規範を策定する動きは迅速であった。2008年2月には19の全国業界団体と111の都道府県業界団体全てが公共調達のための行動規範を定め、その時点での認定事業者は5,970社に達した。

図1：日本の木材公共調達政策の証明モデル



“合法で持続可能な木材の公共調達政策は、他の多くの国でも採用されている”

“合法性の保証については、オランダは英国の基準を採用している”

他国の木材公共調達政策

合法で持続可能な木材の公共調達政策は、オランダ、ドイツ、デンマーク、英国、フランス、ベルギー、ニュージーランドなど他の多くの国でも採用されている。中でも、オランダ、英国、フランスの政策は数年前から義務化されているという点で参考になる。

■ オランダ

オランダは、木材公共調達政策が最初に導入された国の一つである。1997年には、政府と民間部門が設立したKeurhout財団によって行われる森林認証制度の評価のための最低要求基準が定められた。2001年には、政策改正のための政府主導のマルチステークホルダープロセスが進められた結果、2005年10月にオランダ政府の木材調達の改正案（BRL）（Nationale Beoordelingsrichtlijn）のガイドラインが策定・承認された。BRLは独立した森林認証制度の基礎を成し、(i) 持続可能な木材の調達元及びCoCの証明、ならびに(ii) 既存の認証制度がBRLと同等であるかどうかの評価に用いられている。しかし、2007年前半に評価された全ての認証制度は詳細な生態学的・社会経済的基準を満たしていないという結果に終わったため、政府は基準を簡略化することとし、木材調達評価審議会（Timber Procurement Assessment Committee: TPAC）を設立し、簡素化された基準案に基づいて6つの認証制度を評価した。合法性の保証については、オランダは、供給業者が提出した証拠の個々の評価を英国の基準を用いて行っており、欧州連合（EU）内の公共調達政策の調和を図っている。

■ 英国

英国では、1997年に木材の公共調達に関する任意の指針が作成され、2000年になって拘束力のある政策が発表され、同政策は徐々にではあるが着実な進歩を遂げていった。2004年には「木材調達に関する通達」が発表され、専門機関による5つの主要認証制度の評価を行うとともに、合法性と持続可能性を個々のケースで評価する森林認証の代替手法を確立した。また、CPET（Central Point of Expertise on Timber）と呼ばれる政府木材調達方針のための第三者諮問機関を設立した。CPETの主な役割は、合法性と持続可能性に関する証拠の評価基準の作成、調達機関と供給業者に対する政策面での助言、政策実施のモニタリングなどである。

■ フランス

フランスでは、2005年に対象品目を、(I) 木材（製材品、単板）及び合板、(II) 全ての二次加工製品（パーティクルボード、窓枠、家具及び紙製品）の2つのカテゴリーに区別した通達を出して、合法で持続可能な木材の公共調達政策が実施に移された。同通達には、合法性・持続可能性のさまざまな証明方法が提示されており、カテゴリーIの製品の場合、森林認証、個別に証明された森林管理計画の実施、業界団体によって定められた木材の合法性・持続可能性の証明に関する行動規範への署名を含む5つの手段がある。

各国の公共調達政策の比較

オランダ、英国、フランス及び日本で実施されている木材公共調達政策の基本的特徴を、表1に示す。

これら4カ国の政策には多くの共通点と相違点がある。4カ国とも政策が「合法性の証明」と「持続可能性の認証」に区別され、いずれも合法性の証明を政策要件として優先させ、持続可能性は追加的目標とみなされている。これは、森林施業の合法性を証明するよりも、持続可能な森林管理を証明する方が難しいためである。

各国とも、合法性及び持続可能性の証明に森林認証が採用されている。森林認証という証明方法は、森林管理に関する独立した基準が用いられ、認定を受けた第三者機関が実施しているという点で、魅力的である。日本とフランスは、それを根拠に森林認証を証明方法として認めているが、オランダと英国は、各認証制度で用いられている基準に大きな差があるとして、一連のプロセスや行動基準に基づく評価を受けることを義務付けている。

いずれの政策にも、認証制度に代わる合法性・持続可能性の証明方法が採り入れ

“日本とフランスの政策は、民間の産業・貿易部門が採用した方針・基準に依存している。…オランダと英国の政策では、合法性・持続可能性を審査する主たる任務を政府が担っている”

られている。その理由の1つとして、国際市場に流通している認証材が少ないことが挙げられ、これは「熱帯の発展途上国では森林認証の普及が遅い」(IGESポリシー・ブリーフ第3号、2006年3月)ことに起因している。合法性の証明は、通常、サプライチェーンを通して提出される公文書や自主申告に基づいて行われている。

これらの政策は、全体的に2つのアプローチに分類することができる。日本とフランスの政策は、民間の産業・貿易部門が採用した方針・基準に依存する「行動規範型アプローチ」であり、オランダと英国の政策は、合法性・持続可能性を審査する主たる任務を政府が担う「政府審査型アプローチ」である。

表1：オランダ、英国、フランス及び日本の木材公共調達政策：政策の基本的特徴

| 国名 | 政策制定日と制定手段 | 法的効力 1.中央省庁 2.地方公共団体 | 制度/証拠を評価するための政府基準 | 合法性/持続可能性の証明方法 | | | |
|------|---|----------------------------|-------------------|--|---------------|----------------------------------|---------------|
| | | | | 森林認証制度 | | その他の証明方法 | |
| | | | | 承認されている制度 | 承認の根拠 | 利用状況 | 公平な監視システム |
| オランダ | 1997:指令 2005:BRLガイドライン 2007:簡素化されたTPAC基準案 | 1.義務 2.推奨 | 有 | TPAC基準に従って有効に評価できる制度 | TPACによる定期的な評価 | 英国の基準を用いた合法性に関する証拠の個別評価(CPETの助言) | 有(懸念事項がある場合) |
| 英国 | 2000:政策発表 2004:通達 2005:CPETガイドライン | 1.義務 2.推奨 | 有 | FSC, PEFC, SFI, CSA, MTCC (合法性のみ) | CPETによる定期的な評価 | 合法性/持続可能性に関する証拠の個別評価(CPETの助言) | 有(懸念事項がある場合) |
| フランス | 2005:通達と「情報通達」 | 1.義務 2.推奨 | 無 | FSC, PEFC, CSA, SFI, MTCC, LEI, Keurhout及びITTOのリストに記載されている制度 | メリットの認識 | 森林認証の他に4つの方法 | 有(原則上) |
| 日本 | 2006:ガイドライン | 1.義務 2.遵守の取り組みへの期待 | 無 | FSC, SGEC, PEFC, SFI, CSA, MTCC, LEI | メリットの認識 | 森林認証の他に2つの方法 | 業界団体によるモニタリング |

注：BRL=Nationale Beoordelingsrichtlijn (オランダ政府の木材調達の改正案)、CPET=政府木材調達方針のための第三者諮問機関、FSC=森林管理協議会、PEFC=森林認証プログラム、SFI=持続可能な林業イニシアティブ、CSA=カナダ規格協会、MTCC=マレーシア木材認証協議会、LEI=インドネシアエコラベリング協会、ITTO=国際熱帯木材機関、SGEC=「緑の循環」認証会議、TPAC=木材調達評価審議会

“特に大きな役割を果たしているのが社団法人全国木材組合連合会(JFWIA)であり、ほぼ全ての業界団体は、JFWIAが作成した行動規範例を参考に各自の行動規範を策定している”

■ 産業界が定めた行動規範に基づく証明方法

日本の政策には3つの証明方法が定められており、中でも行動規範による証明は最も多くの木材に適用されている。特に大きな役割を果たしているのが社団法人全国木材組合連合会(JFWIA)であり、ほぼ全ての業界団体は、JFWIAが作成した行動規範例を参考に独自の行動規範を策定している。JFWIAの行動規範にはペーパートレイル(文書による追跡方法)が導入されており、森林所有者・管理者から最終的な政府納入業者に至るサプライチェーンの全ての当事者が、自らが扱う木材製品の合法性と持続可能性を証明する書類を発行・受領する。また、事業者による行動規範の遵守をモニタリングする責任は、JFWIAと当該事業者の加盟団体にある。フランスの政策でも、カテゴリーIの製品を対象にした5つの手段のうち3つが民間部門による規範・基準に大きく依存しており、公共調達機関は、主要な木材貿易連盟や業界団体が定めた環境憲章(行動規範)に署名している供給業者から木材・木材製品を購入することができる。

■ 政府審査型アプローチ

これに対して英国とオランダでは、合法性・持続可能性の証拠を審査する責任は政府にあるとして、政府の代行専門機関(英国のCPET、オランダのTPAC)が既存の合法性・持続可能性証明制度を評価している。この評価は、森林の所有・使用に関する合法性と伐採後の法令遵守、持続可能な森林管理、ならびに政府によって(または政府に代わって)定められたサプライチェーン管理に関する証拠基準に基づいて行われる。合法性証明に関しては、英国で策定され、オランダでも採用されている代替手段があり、CPETの支援を受けた調達機関が森林認証以外の証拠を個々のケースに応じて評価している。

“IGESが実施した木材公共調達政策に関する研究の結果、実効性の高い政策を確立するための必須要素が明らかになった”

実効性のある木材公共調達政策に不可欠な要素

IGESが実施した木材公共調達政策に関する研究の結果、実効性の高い政策を確立するための（つまり、違法木材を排除し、持続可能な木材の公共調達を促進するための）必須要素が明らかになった。これらは、高リスク生産国における森林ガバナンスの現状、森林及びサプライチェーン管理の合法性・持続可能性証明の複雑さ、ならびに調達機関の情報ニーズを考慮した上で示された要素である（ボックス1に記載）。

ボックス1：実効性のある木材公共調達政策のための必須要素

| | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての地域の主要木材製品に適用されている。 2. 合法性・持続可能性に関する広義かつ包括的な定義・基準が設定されている。 3. 政策が既存の合法性・持続可能性証明制度を承認している場合、 <ol style="list-style-type: none"> a) これら制度を評価するための適切な基準が定義されている。 b) 評価の実施及び結果の公表を行う第三者機関が活用されている。 c) 価格プレミアムを支払う自由が認められている。 4. 政策に既存の保証制度に代わる証明方法が含まれている場合、これらの代替方法において、 <ol style="list-style-type: none"> a) 合法性の証明の場合、法的産出源、法令遵守及びCoCに関する項目が網羅されている。 b) 持続可能性の証明の場合、持続可能な森林管理基準及び指標プロセスに反映 | <p>され、かつ国際的な合意により広く認められている基準が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> c) 証拠書類の中立的な評価が行われている。 5. 法的産出源、法令遵守、CoCまたは持続可能性に関する懸念が存在する場合、供給業者のモニタリング及び第三者による調査が実施されている。 6. 可能な限りの義務化が行われている。 7. 調達機関に政策実施のための十分な指導が提供されている。 8. あらゆるレベルの行政機関による参加が、水平的（政府機関及び半公的行政機関）にも垂直的（中央及び地方）にも奨励されている。 9. 政策への理解及び政策の遵守に関する調達機関の内部監視が行われている。 10. 政策強化のための透明性の高い参加型の見直し手続きが含まれている。 |
|---|--|

“…公共調達政策は合法性に関する広範で包括的な定義を備えている必要がある。…持続可能性に関する広範な定義も必要である”

■ 合法性及び持続可能性に関する広範な定義の必要性

森林管理に関する法律は、いずれの生産国でも制定されている。木材公共調達政策の目的は、これら法律の実施を支援することであり、そのためには、各生産国における合法性の定義が定められていなければならない（つまり、各国の関連法が特定されなければならない）。しかし、定義の適用範囲の設定が生産国に完全に委ねられてしまうと、木材業界の力が強い国では定義が非常に単純になって合法性が認められやすくなる恐れがある。生産国で用いられる定義に一貫性を持たせ、森林関連法全体に木材公共調達政策が適用されるようにするためには、公共調達政策が合法性に関する広範で包括的な定義を備えている必要がある（英国とオランダの政策の利点）。そうすれば、公共調達政策が生産国のどの法律・規則と関連しているかを交渉しながら決定することができる。また（英国とオランダの政策で実施されているように）、持続可能性に関する広範な定義と既存の持続可能性証明制度を開発・評価するための基準も必要である。日本とフランスの政策には、これら定義のさらなる改善が求められる。

“これらの制度を直ちに「信頼性がある」と認める根拠はない”

■ 既存の証明制度の評価の必要性

既存の合法性・持続可能性証明制度には、輸出業者に合法性の証拠書類を発行する国・地方制度、民間のCoC制度及び森林認証制度が含まれている。しかし、これらの制度を直ちに「信頼性がある」と認める根拠はなく、公共調達で用いる証明方法に加える前に、（英国とオランダの政策で実施されているように）包括的かつ系統的な評価を実施しなければならない。また、同プロセスに対する国民の信頼を得るために、評価基準と評価結果を公表する必要もある。日本とフランスの政策には、既存の証明制度の系統だった評価が欠けている。

■ 代替方法による公平な書類評価の必要性

公共調達政策において既存の保証制度に代わる合法性証明方法が認められている場合、(i) 木材の産出源が合法であること（森林の所有・使用に関する合法性）、(ii) 法律に従っていること（法令遵守）、(iii) 商品連鎖において不適切な管理に起因する混合が起こっていないこと（CoC）、の証拠として提出された書類の正確性・真実性が評価されなければならない。系統的かつ包括的な評価を行うには、上記3つの合法性要素に関する最低基準が含まれている必要がある（英国とオランダの政策の

“証拠評価の中立性も保たれなければならない”

“…中央政府は、政策実施機関に対して専門知識に基づいた十分な指導を行う必要がある”

利点)、証拠評価の中立性も保たれなければならない。代替方法では、調達機関に対し、供給業者から提出される書類の個別評価と供給業者への専門的助言の提供を義務付けることで中立性を確保することができる。日本とフランスの政策には、各合法性要素に関する最低基準が含まれておらず、代替方法による証拠評価の中立性も十分確保されていない。

■ 供給業者のモニタリングと適切な苦情処理の必要性

政策が適切に実施されないケースも予測されるため、供給業者に対して系統的で独立性の高い（サンプリングに基づく）モニタリングを定期的実施する必要がある。日本の場合、供給業者のモニタリングは業界団体が定めた行動規範によって規定されている。

木材公共調達政策には、系統的で透明かつ公平な苦情処理を行うために、必要な資金と専門知識を備えた制度的仕組みも必要である。当初の苦情審査によって生産国での調査が必要とされた場合には、この調査が国際的に認められた適切な独立専門機関によって実施され、結果を公表することが規定されていなければならない。日本とフランスの政策では、苦情処理を行う仕組みがまだ確立されていない。

■ 調達機関による政策遵守を奨励する必要性

公共調達政策は、調達機関による高い遵守レベルが確保されるように策定・実施されなければならない。さまざまな定義と基準に基づく合法性・持続可能性の証拠評価が複雑かつ困難な作業であることを考えると、中央政府は、政策実施機関に対して専門知識に基づいた十分な指導を行う必要がある。このことは、調達機関と供給業者が、政府認可の森林認証制度や合法性証明制度以外によって提出された証拠を評価しなければならない場合に、特に重要な意味を持つ。英国とオランダの政策では既に実施されているが、日本とフランスも、証拠書類の中立的な評価に調達機関を関与させることによって政策を強化することができる。さらに、公共調達政策への理解と政策の遵守に関する調達機関の内部監視を実施することで、調達機関の遵守状況を明らかにするとともに、是正または追加措置の提示が行われるようにする必要がある。

必須要素の採用に関する公共調達政策の評価

表2では、本ポリシー・ブリーフで比較検討している4カ国の木材公共調達政策による必須要素の導入状況の検証結果を示している。

表2：4カ国の政策設計に見られる必須要素の採用状況

| 強固な政策に不可欠な要素 | 英国 | オランダ | フランス | 日本 |
|---|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--|
| 1.主要木材製品区分 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| 2.合法性及び持続可能性に関する包括的な定義/基準 | ✓ | (✓) (合法性：英国の定義を採用、持続可能性：TPAC基準案) | (-) (狭義で緩い定義、基準なし) | (-) (狭義で緩い定義、基準なし) |
| 3.既存の合法性・持続可能性証明制度における a) 適切な基準 b) 第三者による評価 c) 価格プレミアムを支払う自由 | a) ✓ b) ✓ c) (✓) | a) ✓ b) ✓ c) ✓ | a) - b) - c) (✓) | a) - b) - c) (✓) |
| 4.代替方法における a) 合法性証明に関する基準 b) 持続可能性証明に関する基準 c) 証拠の中立的評価 | a) ✓ b) (✓) c) ✓ (代行機関) | a) ✓ b) (代替方法なし) c) ✓ | a) (-) b) (-) c) (✓) | a) (✓) (伐採、CoC) b) - c) (-) (民間部門) |
| 5.供給業者のモニタリング及び第三者による苦情調査 | ✓ | ✓ (英国の政策に基づく) | (✓) (原則上、詳細なし) | (-) (十分な証拠によって違法な森林所有・使用であることが確かな場合) |
| 6.可能な限りの義務化 | ✓ | ✓ | (✓) | ✓ |
| 7.調達機関への十分な指導 | ✓ (支援サービス) | (✓) (支援を検討中) | (-) (政策説明のみ) | (-) (政策説明のみ) |
| 8.すべてのレベルの行政機関による参加の奨励 | (✓) | (✓) | (-) | (✓) |
| 9.公共調達に関する内部監視 | (✓) | (✓) | (-) (量により異なる) | ✓ (法的要件) |
| 10.透明性の高い参加型の見直し手続き | ✓ | (✓) | (✓) | ✓ |

要素が ✓ 完全に盛り込まれている：(✓) 部分的に盛り込まれている：(-) 簡易でごく基本的に反映されているのみ：- 欠落している

“日本の政策は、(i) 自主申告に依存しすぎている、(ii) 広義の定義が欠如している、そして (iii) 既存の証明制度の評価及び行動規範の下で提出された証拠の中立的評価が十分実施されていない”

“…そのような短期間に実効性の高い政策の確立を期待すること自体に無理があるが、政府が政策強化に向けた強い意志を示すことは必要である”

表2の要素2から5までを見ると、(i) 合法性と持続可能性に関する包括的基準の作成、(ii) 既存の証明制度と個別の証拠への同基準の適用、(iii) 調達機関への専門的指導において、英国とオランダの政策の方が優れていることが分かる。これに対して、行動規範型アプローチを採用している日本の政策は、(i) 伐採事業者その他商品連鎖の当事者による自主申告に依存しすぎている、(ii) 広義の定義や、それらを国レベルで生産国に説明するプロセスが欠如している、(iii) 既存の証明制度の評価及び行動規範の下で提出された証拠の中立的評価が十分実施されていないことが指摘されている。

日本の政策強化のための提言

日本では、木材公共調達政策を導入した時期はよかったものの、合法性及び持続可能性の証明方法を定めるために林野庁に与えられた期間はわずか半年であった。従って、そのような短期間に実効性の高い政策の確立を期待すること自体に無理があった。しかし、政府が政策強化に向けた強い意志を示すことは必要であり、その目的の下に設立されたのがマルチステークホルダーの違法伐採総合対策推進協議会である。本ポリシー・ブリーフは、公共調達政策に不可欠な要素の分析結果に基づいて、日本の木材公共調達政策を強化するために、政府及び同協議会に対して以下のような提言を行いたい。

- ≫ 森林管理のあらゆる問題（環境面、社会経済面を問わず）に対応するために、合法性の基準に関する広範で包括的な定義を定める。
- ≫ 国際的に合意された持続可能な森林管理（SFM）基準に沿ったSFM定義・基準を提供する。
- ≫ 合法性・持続可能性の基準とCoC基準を組み合わせ、既存の合法性・持続可能性証明制度を系統的かつ包括的に評価するための最低基準を策定する。
- ≫ 上記基準を用いて既存の証明制度を評価し、得られた結果を政策に盛り込む。
- ≫ 公共調達機関に対し、供給業者から示された証拠書類の正確性・真実性の評価を実施させ、証拠評価の中立性を確保する。
- ≫ 政策の実施及び強化を図るために、以下に掲げる役割を担う専門機関を設立または採用する。
 - a. 合法性・持続可能性に関する基準の策定と既存の証明制度の評価
 - b. 各木材生産国に求められる証明書類に関する助言
 - c. 証拠書類の正確性・真実性の評価に関する調達機関及び供給業者への支援
 - d. 政策の実施・強化に関する指導
 - e. 苦情の処理

■ ■ ■

参考文献：

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2006. *Global forest resources assessment 2005*. Rome, FAO.

財団法人 地球環境戦略研究機関
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町
上山口2108-11
電話：046-855-3700
ファックス：046-855-3709
電子メール：iges@iges.or.jp
<http://www.iges.or.jp>